

意見聴き取り調査票

(福島県建設専門工事業団体連合会)

1 元請・下請関係適正化対策

(1) 下請工事の見積書には、適切な額の法定福利費が計上されていますか。
また、工事金額の適切な支払いについて、意見・要望等があればお聞かせ下さい。

- ・ 下請工事の見積書には法定福利費は計上して提出しています。工事金額の支払いについては適切に行われています。
- ・ 見積の様式として法定福利費を計上するようにほぼ浸透してきている。
- ・ 上位元請及び施主により法定福利費を認められない民間工事等では、適切に支払えないケースが稀にある。
- ・ 適正な法定福利費の計上は行われていると思われます。ただし、契約後の金額交渉等において法定福利費を含んだ総額から値引きが行われる等の行為はなくなっていないようです。

(2) 貴団体構成員の下請工事の契約について、社会保険加入に関する条項等、適切な時期に適切な内容の契約書を取り交わしているか、状況をお聞かせください。

また、変更契約書の取り交わし等について、意見・要望等あればお聞かせください。

- ・ 下請け協力会社との契約において社会保険加入の確認は、保険番号等を書面にて行っております。
- ・ 常時工事を行って頂いている協力業者においては、ほぼ適切な契約書を交わしている。

- 変更契約書については、元請よりの契約書が着工前に頂けない場合遅れて契約になることもある。
- 社会保険加入も厳格化されつつあり既定のルーチンの中に組み込まれてきていることを感じます。一方で小規模業者や民間工事等では社会保険に入っていないことによるペナルティを厳格化する事が難しく、この境目でトラブルが散見されています。

(3) 元請・下請関係全般について、問題点等あればお聞かせ下さい。

- 元請・下請関係において、建築工事の仕事量が少なくなり、下請け各社の価格競争が増えてくると思われます。
- 震災復旧・復興がある程度落ち着いてきた為か、工事受注前に提出している見積金額よりも下回った金額での契約がみられるようになってきた。
- 復旧・復興事業の減少もあり、元請・下請関係は徐々に悪化していると感じます。最大の問題点は現場と経営との隔絶にあり、現場の現実と経営の都合とがきちんとかみ合っていないのではないのでしょうか。また、建設業界においても週休2日制、日8時間労働が叫ばれており、行政・元請サイドではこの方向に向かって進んでいますが、根っことなる作業員の生活を確保する為に必要な施策がほとんど取り入れられないままに進行しています。一足飛びに理想の形になるわけではありませんが、基礎を固めずに上物だけ創りあげてもやがて崩壊するのは必然です。いくら現場を取り仕切っていても元請業者は建設業者の総意で選ばれたわけではない点を忘れないで頂きたいです。

2 下請業者の社会保険加入対策

貴団体において社会保険未加入対策をどのように実施しているか、状況をお聞かせください。

また、現在の社会保険未加入対策に関し、意見等あればお聞かせください。

- 社会保険未加入対策として、1人(個人)事業主に各担当の会社より丁寧に指導を行い、社会保険の加入を促進する。
- 協力会社に対しては、随時指導を行い必要な情報を提供し、未対策な業者には改善策を講じてもらう等している。
- 当団体会員においては社会保険未加入の会員はおりません。ただし、会員各社が使っている企業の中には社会保険未加入の会社がある場合もあるようです。
業者の中には社会保険に加入していないのは、地域的・規模的な関係で当たり前、と公然に発言するものまでおり、本来恩恵を受ける当事者にすら意図そのものが全く理解されていない可能性が危惧されます。

3 その他

貴団体における人手不足の現状と復旧・復興事業の縮小も踏まえた将来の見通しについてお聞かせください。

また、県の入札制度に対するご意見等についてもお聞かせください。

- 建設業界における若い人材の定着率は低く、また、少子高齢化による担い手不足が今後の建設業界において、大きな影響が出てくると予想される。

- 人手不足の状況は深刻な状況にあります。復旧・復興事業による人手の増加も一過性のものであり定着性は低いものです。最大の要因は賃金の問題であり賃金に対する（特需等による）上乘せがなくなれば福島で働くメリット性が失われる程度の魅力しか福島にはないと思われ
ます。

入札制度については戦後の右肩上がりの経済成長を基軸として膨れ上がってしまったものを適正化しようと修正しようとしたものと思われ
ますが、膨れ上がったものを削る事に終始しすぎて本来必要なものを削ってしまったばかりか、削る事に終始しすぎて下限を割り込んでしまっています。同調が得られない為に司法・行政として行うべき適正に修正する指導が行われず、状況分析ばかりで現実的な行動が遅々として進まないことは問題であると考えます。

また、入札制度改革が行われ、元請が入札する場合には下請各社から見積もりを取った上で札入れとなっているはずですが、札入れ後、受注金額が安かった為の値引き要請が来ることは現状でも続いています。下請けには入札に関与する権利がなく、元請には入札に対する責任がある以上、安値受注は元請の責任であることを徹底するべきではないかと考えます。